

平成23年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第4日目)

平成23年3月11日(金曜日)

午前9時30分開会

第26 一般質問

追加日程

行政報告

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第13 | 議案第16号 | 訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について |
| 第14 | 議案第18号 | 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 | 議案第19号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第16 | 議案第20号 | 職員の給与の特例に関する条例の制定について |
| 第17 | 議案第10号 | 平成23年度訓子府町一般会計予算について |
| 第18 | 議案第11号 | 平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について |
| 第19 | 議案第12号 | 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第20 | 議案第13号 | 平成23年度訓子府町介護保険特別会計予算について |
| 第21 | 議案第14号 | 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計予算について |
| 第22 | 議案第15号 | 平成23年度訓子府町水道事業会計予算について |

○出席議員（9名）

1 番 佐 藤 静 基 君
 3 番 山 本 朝 英 君
 5 番 小 林 一 甫 君
 7 番 工 藤 弘 喜 君
 9 番 上 原 豊 茂 君

2 番 河 端 芳 恵 君
 4 番 川 村 進 君
 6 番 橋 本 憲 治 君
 8 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
総 務 課 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 業 務 監	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	山 内 啓 伸 君
企画財政課業務監	森 谷 清 和 君
町 民 課 長	平 塚 晴 康 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福祉保健課業務監	八 畝 光 邦 君
農 林 商 工 課 長	佐 藤 正 好 君
農林商工課業務監	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	林 秀 貴 君
上 下 水 道 課 長	竹 村 治 実 君
会 計 管 理 者	三 好 寿 一 郎 君
教 育 長	山 田 日 出 夫 君
管 理 課 長	上 野 敏 夫 君
社 会 教 育 課 長	小 野 良 次 君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅 野 宏 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
農業委員会事務局長	遠 藤 琢 磨 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	谷 本 茂 樹 君
監 査 委 員	山 田 稔 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 主 任	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第26、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

5番、小林一甫君の発言を許します。

5番、小林一甫君。

○5番（小林一甫君） 5番、小林です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、1点目につきましては、玉葱輸送貨物列車廃止表明に対する町の対応について、お伺いをいたしたいと思います。

JR貨物、本社は東京にありますが、社長が1月13日の定例記者会見で、北見と旭川を結ぶ臨時貨物列車を2012年春に廃止する方針を正式に表明いたしました。その後、地元の自治体やJAきたみらいに対して具体的な説明や今後、貨物列車にとって替わる輸送手段の説明があったのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、小林議員から「玉葱輸送貨物列車廃止表明に対する町の対応」について、お尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

JR貨物の減便・廃止の方針につきましては、一日3往復運行していたものを平成22年度は2往復に、23年度は1往復に減便し、平成24年度からは貨物列車を廃止し、トラック便に転換させるというものでございます。

経過を含め説明をさせていただきますと平成21年7月にJR貨物北海道支社長から北海道の農政部に状況説明が行われた後、新聞報道等を通じ減便の方針が示されました。

この報道を受け、ホクレンや日本通運などの運送会社を加えた協議が開始されたほか、昨年1月以降は、北見市やJA北海道中央会北見支所などの関係機関を含めた地元協議が継続して行われており、これと並行して4月には網走管内総合開発期成会、現在のオホーツク圏活性化期成会ではありますが、期成会を通じて輸送体制を確保するようJR貨物本社等に対し緊急要望を行っているところでございます。

この時点では、車両の劣化による更なる減便を懸念してのものでありまして、その後の7月にも国に対する夏季要望に合わせて、鉄道貨物輸送維持の要望を行ってきたところでございます。

また、昨年9月には北海道主催による「北見地域の貨物輸送に係る懇話会」が開催されたほか、北見市においては、ホクレンの北見支所やJAきたみらい、JAところ、運送関連会社、JR物流北見支店などで構成する「JR貨物減便に伴う連絡会議」を開催するなど、北見市独自の取り組みも行われてきておりました。

この中で、将来的に廃止されることが懸念される状況が出てきたほか、本年1月13日に行われたＪＲ貨物本社の定例記者会見の中で廃止表明がなされたことから、本年1月18日、ＪＲ貨物本社等に出向き、管内市町村長と議長が参加し、減便・廃止を行わないようオホーツク圏活性化期成会としての緊急要望を行ったところであります。

要望に対し、ＪＲ貨物本社の営業部長から「減便は検討をしている段階であり、廃止については決定ではない」との回答がありましたので、今後も農業団体などとも連携しながら、引き続き期成会を通じた減便反対の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ＪＲ貨物の減便・廃止の要因につきましては、多額の赤字が発生しているという経営的なことと、老朽化しているディーゼル機関車や台車の更新費用が捻出できないということが挙げられておりますが、仮に全便廃止された場合には、鉄道の保線費用が全て旅客部門にかぶさってまいりますので、単なる農産物の輸送手段の問題ではなく、将来的には鉄道そのものの廃止問題に発展する、極めて重要な問題であるといえます。

今後におきましては、ＪＲ貨物便にとどまらず、空路、陸路、海路を含めた北海道の交通体系をどうするかという視点で、北海道とも連携しながら国土交通省をはじめとする関係省庁への働きかけを強め、鉄道貨物維持の取り組みを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、町長からご答弁がございました。前段で廃止というようなことについては、決定ではないということでございますので、一応は安心するところではありますが、話題に上がる以上は、近い将来には、やはり廃止の方向に向けて多分進むであろうと思っております。北見一旭川間の貨物列車につきましては、現在、秋の繁忙期の玉ねぎ、馬鈴しょ等を消費地中心へ運んで行く輸送の大動脈であると思っております。これらが全てトラック便に替わることになると一番条件が悪い時期の冬期間にぶつかりますので、峠の輸送の部分については、本当に危険が伴って、非常にトラック業者も憂^{うれ}いをしているところであると思っております。現在、ＴＰＰの問題、さらには異常気象による農産物の生産量の減、品質低下による価格の下落などを含め、今後、農業を継続していく上でも非常に問題がおおございます。今、いかにコストを低減し、収入に結びつけていくかで農家が生き残りをかけ、今、いろいろな面で取り組んでいるところでございます。こうした中で、貨物列車の廃止は、本当に農家の死活問題にもなりかねないと考えております。トラック全面移行に伴い、さらに現在は原油の高騰によって、非常に軽油が今、132、3円くらいになり高騰しております。ここ何日かのうちで10円ぐらい値上げされておりますが、これらが運賃の引き上げにもつながっていくのではないかと懸念しているところでございます。これら廃止の要請に向けては、管内一丸、また、全道一丸となった中で、要請をしていかなければならない。私はそのように考えておりますが、多分、町長も同じような考え方と思いますが、町長として、特に取り組んでいく部分がございましたら、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、小林議員からご意見が出された。まったく同感でございます。私どものこの玉ねぎ列車は、全体では16万6千トンが平成21年の実績でございます。1日3往復で実施し、8月から4月まで玉ねぎを中心として、農産物の貨物輸送をしてお

りました。全体的にはいくぶんのパーセンテージの違いはありますが、大体、北見市関係で65.7%、訓子府で言いますと11.9%が農産物輸送の実績として上げられていると報告を受けております。当初は、こうした半分以上を占める北見市を中心としながら、私どものオホーツク圏活性化期成会で要請活動を続けておりました。しかし、私自身からも小谷市長やこの期成会に対して、一自治体が取り組むことなく、管内をあげて、もっと言いますと議員もご指摘のとおり全道をあげて、この問題は、JR貨物と向き合うべきではないのかということを再三申し上げてまいりました。この点で1つは、1月18日、JR貨物本社にオホーツク圏活性化期成会とともに私も出席し、直接、営業部長等との懇談をさせていただきました。やはり採算性の問題により貨物便の切り替えと営業収支の問題の中で、決定ではないが、何としてもトラック便に替えていきたいという意向が大変強うございます。これについては、議員も先ほどお話ししましたように1つは、峠越えのトラック便の問題、それから燃料費の高騰の問題、そしてまた、発着している旭川の貨物分の受け入れやトラックの乗り降ろしなどの関係も依然として整備されていない状況の中で、果たしてこのことが農家の経営、とりわけT P Pの今の状況の中で、農家経済に与える影響は単にトラックに替えればよいという単純なものではないという議論になりました。私自身からも単純に貨物便のみならず、航空便も含め、陸路、海路、空路を含めた中で、全体の北海道の交通体系をどうするかを合わせて考えていただかなければ困るということを直接、JR貨物の幹部に申し上げたところでございます。2月10日になりますが、私どもの町は臨時町議会があり、私は出席できませんでしたが、北見市長やあるいはJAの組合長等から私のところに電話がきて、ぜひ、町長も参加してほしい。ある意味では、交通体系に関する議論になる時に、町長が論陣を張るべきという意見もいただきましたが、町の臨時議会を招集している状況もありまして、丁重にお断りしながらも、よろしく頼みますとご返事を申し上げたところです。結果として、1月18日から2月10日にかけて地元選出の代議士が、JR貨物の小林社長の同級生が参議院議員（佐賀選出）にいましたので、その人を通じて、2月10日に小林社長と直接私どもの代表が話し合う機会を得ることができました。その他に国土交通省等へも回りながら現状を訴えておりましたし、それから、地元選出の議員も何としても、これは重要な問題であるので、あるいは北海道を上げて、これらの問題を継続していかなければならないもので、今、当面、きたみらいの西川組合長とは、統一地方選の前後に機会をみて北海道知事に強く要請し、そして、全国的な貨物便の流通をどうするか議論の中で、何としても、この廃止はとどめなければならないということを今、確認し合っているところでございますので、私も議員の言われるとおり、今の農業情勢化では貨物便の減便もしくは廃止にならないように、最善の努力をしてまいる覚悟でおりますので、お力添えをお願いしたいと考えてところでございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、町長から1月18日から2月10日までの間のいろいろな取り組みにつきまして、ご答弁がございました。今、私ども農業に関係する者にとっては、非常に問題がおおございます。少しでもコスト低減のため、今、一生懸命取り組んでいる最中に、またこのような非常に大きな問題が出てきたことに対して、非常に「いきどお」を感じるところもございます。中身をいろいろな面で検討させていただきますとやはり営業

収益やいろいろな部分で貨物列車の老朽化も含めて理解できるところありますが、我々の理解の範中以上に問題はおおございます。そうしたことがやはりこれからの質問させていただく後継者育成の関係にも関連してきましたが、できればやはり北海道を上げての国に対しての要望またはＪＲ貨物に対しての要望等も含め、今後特段のやはり管内一丸となった中で、要請をしていただきたいと考えております。先が見えている中で要請でございますので、非常に難しい面もあるかと思いますが、この際、地元代議士に十分活躍してもらおうよう、町長からも要請をしていただきたいと考えております。

次に移りたいのですが、町長として、何か特段の決意がございましたら、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） １点は、私自身の率直な感想ですが、やはり国鉄がＪＲに民間委託となったことによって、収支計算といひましようか、営業中心の民間会社のため、ならざるを得ないという会社の考え方は、ある意味では理解しつつも、このような形として、影響が出てくるという、つらさみたいなものも本音の部分としては、私は率直に受けざるを得ませんでした。

もう１点は、ＪＲという民間の会社は、やはり公共的な役割を持っていることを決して後退させてはならないということとこれらは、国政、特に、交通の問題だけではなくて農政全般に関わる問題でございますので、しかもこれは北海道経済や私どものオホーツク管内の地域経済へ決定的に影響する１つの問題と考えておりますので、議員のご指摘のとおり、私どものこの１２区から選出されている松木代議士、武部代議士、両代議士には万全の力を貸していただきながら、管内一円になって、この問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、地元の皆さんもお力添えをお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○５番（小林一甫君） ぜひ、いろいろな部分で協力をいただきながら、将来に向けて少しでもいい方向に変えていただくようお願いするところでございます。

次に、農地の流動化と農業後継者育成に対して、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

「ＴＰＰは国民全体の問題」として、農業者はもちろんのこと、消費者の方も危機感を持って注視しているところでございます。

農業全体がどう変わるかも含め、非常に難しい問題に直面しております。

農地の流動化や農業後継者育成は、町の施策の上でも重要であり、基幹産業が農業であるといつも言われている町長の農業に対する今後の取り組みについてお伺いをいたしたい。

また、農業委員会の取り組みについても、本町独自の取り組みをされていると聞きますが、具体的に説明できるものがあれば伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農地の流動化と農業後継者育成に対する今後の取り組み」について、２点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、１点目の「基幹産業の農業に対する今後の取り組み」についてであります。本町については、歴代町長が一貫して取り組んできた農業施策が土地基盤整備であります。

その効果は、近年の異常気象下における農業生産の状況をみても明らかでありますし、他市町村と比較し先駆的・積極的に取り組んできた結果であると思っていますところでございます。

当然のことながら、これらに対する農協の協力と投資を含め積極的に取り組んだ農業者の皆さんの努力が相まって、今日の安定した農業経営が可能となっているものと思います。

議員の質問の中にもありましたが、農地の流動化や農業後継者の育成・確保は、農業施策上、最重要課題であると思いますが、土地基盤整備をはじめとするこれまでの施策が結果的にこれらの課題解消に大きく影響しているのは間違いありませんので、引き続き積極的に取り組むべきものと考えているところでございます。

また、本町は全道の中でもクリーン農業に取り組んでいる屈指のまちであります。こうした他産地との差別化を図っていくことも農業政策上、重要となっておりまして、例えば、国の新年度事業として検討されている環境保全型農業直接支援対策、これは、有機農業等に対する支援制度で、一定の要件に該当し、町が補助した場合に、国と道から補助金が交付されるものですが、こうしたクリーン農業の推進対策にも積極的に取り組むべきものと考えております。

農業については、水田も畑作も酪農も、それぞれが補完し合って成り立っているものがありますので、議員をはじめ農業者や農業団体等のご意見を聞きながら農業の振興対策に積極的に取り組んでいくことが必要と考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目で「農業委員会の独自の取り組み」についてお尋ねをいただきました。

はじめに、農地の流動化についてであります。これについては、決して独自のものとはいえませんが、本町においては、農業委員とJAきたみらいの担当職員、それと町の担当で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、現地確認を経た上で全員による審議を行い、地域担当農業委員のあっせん活動により適正に流動化が進んでいると確信しております。

次に、農業後継者育成における農業委員会の活動につきましては、「農業担い手対策推進協議会」において、農業後継者の配偶者対策を行っておりますが、その活動は担い手相談員が中心となり、畑作実習生の受入れ、農業後継者の結婚に対する意識調査のための戸別訪問を実施するなど地道な活動を行っているところでございます。

このほか、若い後継者と女性の出会いの場として、農協青年部が主催しております交流会に対する支援や近隣の自治体では例のない取り組みとして、成婚された後継者夫妻をお招きし、これからの農業を担う若い夫婦への激励とお互いの交流の場を提供する「担い手カップル激励会」を開催しているところでございます。

農業を基幹産業とする本町において、遅滞の無い農地の流動化と農業の持続的な発展をさせるために欠かせない農業後継者の育成及び配偶者対策につきまして、今後も引き続き農業委員会、JAきたみらいと一丸となって取り組んでいくことが不可欠だと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、町長からご答弁をいただきましたが、何点か再質問をさせていただきます。

その前に、誠に申し訳ございませんが、今まで、一般質問の中で委員会の会長に考え

方、また、進め方について、お聞きしたことがないと思いますが、失礼を顧みず、農業委員会の会長にお伺いをさせていただきたいと思います。今後の活動の進め方について、農業委員長としての考えがございましたら、お聞かせ願えれば幸いと思いますがいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農業委員長。

○農業委員長（谷本茂樹君） ただいま、小林議員のご質問に町長が答えたことはすべてでございます、本当にそのとおりであるということに尽きると思います。ここで触れていないことで、農業委員会の活動の一環をご紹介申し上げたいと思います。実は、農業者年金の加入のことでございます。旧年金から平成14年に新年金に移行しまして、今年で9年目を迎えようとしております。そんな中で旧年金につきましては、後継者あるいは経営者の加入が義務でございましたが、新年金につきましては任意でございます。従いまして、加入しなくてもいいというのが現状でございますが、我々、農業委員会は、豊かな老後を送りたい。豊かな老後を送るためには、どうしても年金が必要であるということに気が付き、誰でも幅広く加入でき、少子高齢化時代に強い、保険料額を自由に決められ、終身年金で80歳まで保障できる。それに公的年金の優遇措置もありますし、一定の要件を踏まえますと保険料の国庫補助がある、この新しい年金は、本当に農業者の老後に備えた年金でございますが、加入者が少なかった訳です。農業委員の皆さんの熱心な加入の促進によりまして、今では、新年金の加入者数が全道一を誇っております。これは平成19年から過去3年間です。訓子府より大きな農家をたくさん抱えている町村よりも、我が訓子府町がダントツで1位の座を守っているものでございます。また、農業委員会の局長が講演に行ったりもしていますし、どうして訓子府はこんなに年金の加入率が高いのかという質問を受けたり、他の町村から視察研修に来られたりもしております。そんな中で、どうしてこんなに高いのかは、やはり農業委員の皆さんの加入促進に大変努力していることと農業者も大変その活動に理解を示していてくれている。それとやはり何といたしましても訓子府町は豊かであり、豊かだから、この農業者年金に加入できると思いますし、今後とも農業者年金加入へ一生懸命、農業委員会あげて加入促進を進め、豊かな老後を送るために頑張っていきたいと思っております。

また、小林議員より「どのような活動をしているのか」ということにつきましては、本当に15人の農業委員が一体となりまして、農業委員活動として、^{あつせん}幹旋あるいは総会など熱心に頑張っているのが現状でございますし、あとにつきましては、町長が言われたとおりのことでございます。取り止めのない意見ですが、答弁にいたしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、会長の力強いご答弁をいただきまして、本当に私どもといたしましても感無量のものがございます。農業者年金の加入率が全道一とお聞きいたしまして、やはり訓子府の農業者の方は、農業に対する意識がものすごく高いというような感じをしておりますし、また、農業委員の皆さんの加入促進とまた、将来の農業に対する思いが一緒になり、全道一の加入率を誇っていると感じております。今後も訓子府農業のために農業委員会の活躍をお願いをしておきたいと思っております。本当に無理なことで、ご答弁をいただいたことにつきましては、私もこれから議員活動をしていく上でも参考にさせていただき、頑張っていくつもりでございます。

それでは、もう一度、町長にお伺いをしていきたいと思います。

現在、畑作実習生の受け入れのことをいわれておりましたが、この1年間で畑作実習生は訓子府町に何名来られたのか。また、農業委員会の中で、後継者の結婚に対することがございますが、今年になって、酪農の農家の方にお嫁さんにいかれたというようなこともありますので、その辺も含め、去年1年の移動といいますか、考え方について、わかる範囲でよろしいですので、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（遠藤琢磨君） ただいま、小林議員から畑作実習生の人数、それから22年度に結婚いたしました数について、ご質問がございました。

まず、畑作実習生につきましては、平成22年につきましては、2名の方が実習にきまして、2戸の農家で実習を終えております。

それから農業後継者の結婚につきましては、22年4月から今年3月までの1年間で7組の若い後継者が結婚してございます。酪農家が3名、それから畑作農家が4名になってございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、農業委員会の事務局から、ご答弁がございました。畑作実習生については、昨年は2名、結婚に関しましては、7組の方がされたということで、非常にこのことにつきましては、農業委員会の取り組みが、本当に本町の基本になる部分として、取り組んでいることになると思います。これからも訓子府農業のために、ぜひ、ご尽力をいただきたいと考えております。農業委員会の委員の皆さんにつきましては、これからもぜひ頑張っていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

学校教育の充実についてであります。

「新学習指導要領」実施に向けての現況と今後の取り組み方についてお伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 学校教育の充実について、お尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

「新学習指導要領の実施に向けての現況と今後の取り組み方について」のお尋ねでございます。

小学校は、2年間の移行期間が終了いたしまして、新年度から完全実施となります。

また、中学校は、平成24年度から完全実施となることから、円滑な教育課程の編成に向け準備を進めてきたところでございます。

小学校では、移行期間である平成22年度に比べまして、全学年で授業が6.9時数増えますが、教職員などの体制を整え新年度に備えております。

また、小学校では、指導法の変化や指導量の増加に適切に対応するため、教師用指導書等を購入するための予算化をお願いするとともに、外国語活動を担当する教員研修や語学指導助手派遣の日程調整も既に終えております。

さらに、授業時間増に伴う授業展開の充実や児童の理解が進むよう、デジタルテレビや

電子黒板、理科教材等の整備を進めてきました。

なんと言いましても小中学校教育を支えるのは、一人ひとりの教職員の力によるところが大きいことから、平成23年度以降においても学校管理職及び一般教職員人事について一層力を入れてまいります。

新学習指導要領では、次代を担う子ども達に変化の激しい社会を生きるための力を身につけていただくために「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく育てることがうたわれてございます。

教育委員会としましては、新学習指導要領だけでなく、学校が創意工夫を図り特色ある教育活動を展開し、学校、家庭、地域等が密接に連携・協力するための基盤づくりに引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、教育長から答弁をいただきました。少し再質問をさせていただきますと思います。私も過去、一般質問の中で、新学習指導要領につきましては、教育長にお伺いをした経過がございます。小学校は今年から、中学校は来年度から実施されますが、中身につきましては、私なりにいろいろに理解をさせていただいたこともありますし、また、今の取り組みにつきましては、教育長から答弁をいただいたということで、これからの取り組みにつきましては、理解をさせていただきました。今回の新学習指導要領の基本的な方針が何点かある中で、特に、私が感じるものの中に、この辺の考え方はどうなのかというようなものもございますので、その部分につきまして、教育長からご答弁をいただきたいと思います。基本方針の中にあります1点でございますが、日本人としての自覚を持って、国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現など公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力の育成などの改善を図ることとなりますが、これからは、やはりこの方針に沿って、具体的に進められていくと思いますが、その中で、今この部分について、考えているものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 今、議員からお話ありましたように、新学習指導要領での大きな柱は、生きる力を養うこととなります。その中で、急速に国際化が進んでいる中で、従前は、内向きと言いますか、若干、内向きに教育が進められてきたこともありまして、国際社会の中で外国の方々と友好的に地球人としてといいますか、生活をしたり、経済活動をしていったり、人間として生きていくことが大事であるということを改めて、再認識が行われたことと思います。その点では、学力だけではなく、学校での集団生活、友達や相手をおもひやる心を育てたり、これは従前、日本人が持っている美しい心であると思いますが、そのようなことに着目したり、新たに外国語の授業が入り、中学校から行われていた英語の勉強が国際コミュニケーション、そして外国人の方と仲良くお付き合いできる。また、外国の文化を理解できるようなことで、新たに設けられた科目もございます。そのような総合的に今、議員が言われた点での強化が図られているものと認識しております。

また、そのように授業の展開、学校活動を進めていくべきと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、基本方針の中身の答弁がございました。確かにこれか

らは、外国に向けてのいろいろな発信をしていかなければならない時代が多分来ると思いますが、今の時点で、最初からどこまで取り組んでいくのかをきちんと把握しておかなければ、途中で挫折してしまう。特に、外国語の授業については、多分そうであろうと思いますが、語学指導助手の方を中心にして、取り組んでいくことでありますので、私が心配することではないかと思いますが、その辺の部分につきましても、やはり子どもたちが十分に理解して、前に進んでいけるように、特段の配慮も必要ではないかと思います。やはり、今、こう言ったら悪いですが、日本語でさえ満足に理解できない子どもたちも中にはおられますが、その方も含めた中で、全体的に外国語の理解を求めていけるような指導体制をとっていかなければならないのではないかと思います。

時間はありますが、私の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。最後に教育長として、この新学習指導要領の中で、これだけは訓子府独自のものがあり、他町村には負けないというようなものがあれば、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 前段で外国語教育の大切さを認識しながらも日本語の大切さを認識するべきとのお話がありました。まったくそのとおりだと思います。外国語の前に日本語、正しい日本語、美しい日本語を学んでいくことがすべての人間生活の基本だと思っております。国語の授業も旧学習指導要領からみますと全学年で84コマも増えております。全体ではかなり増えておりますが、やはり外国語が大事であり、^{たんべいきゅう}短兵急にそちらばかりいくのではなく、国語の大切さが強調されておりますし、あらゆる科目において、国語の正しい使い方、理解を進めるようにと特段の明記もございます。心して学校教育に反映していかなければならないと思います。

それと後段でありましたお話ですが、学習指導要領は、国が法令に準ずる拘束力を持つ形で定められているものであります。従いまして、この内容を改編することは、断じて許されないものであります。これに沿って、定着するように粛々と進めていくことが、第一義的な使命と思います。

それに加えて、町の特色を出す一例を述べたいと思いますが、外国語指導においては、小学校5年生と6年生、それぞれ35時間ずつ新たに新設をされるものであります。週1コマの計算になりますが、議員からもお話がありましたように、本町はヘザーさんというALTがおりまして、すべての時間にALTが授業へ加わり、活きた生の英語、それと外国の習慣や文化を学ぶことにしております。このことは、他の町ではないと思っております。全部調べた訳ではありませんが、すべての時間にALTが入るよう、特に力を入れました。一端にすぎませんが、このように自分の町でできることを一生懸命これからも追及していきますし、学校の先生の皆さんにもご協力いただいて展開をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいまの教育長から力強いご答弁をいただきました。今後とも子どもたちのために、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 5番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午前１０時３５分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前１０時２３分

再開 午前１０時３５分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次に、３番、山本朝英君の発言を許します。

３番、山本朝英君。

○３番（山本朝英君） ３番、山本です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、一般質問をはじめたいと思います。冒頭にこの３月が最終ということもあるのですが、私も最終質問になりますので、少し緊張しておりますし、そのせいか質問相手の名前がない。町長しか答弁できないと思いますが、大変申し訳ないのですが、各相手のところに町長の名前、菊池まではいりませんが、町長と入れてください。それから、誤字、脱字のオンパレードということになっていきますし、そのことも含めて、その都度修正をお願いすることがございますので、ご了解をいただきたいと思います。

まず、最初に今、大きな話題になっている国のＴＰＰの関係につきまして、今までの経過等々含めて、今後の対策等について伺いをしたいと思います。

政府は、昨年１１月９日の閣議で例外なき関税撤廃を原則とする環太平洋連携協定（ＴＰＰ）を閣議で決定いたしました。ＥＰＡやＦＴＡがある中で、さらにそれを越えて、地球の約半分近くの国と関税を撤廃することが農業の再生であり、平成の開国と菅総理は言っておりました。この両立で自由化を一層推し進めるとありますが、今まで日本の食料は、皆さんもご存じと思いますが、加工品も含めて６０％から７０％が外国産であり、その中で、ポストハーベストやあるいは遺伝子組み換え等々、食の安全に害するような部分があります。その中で世界的な異常気象の中、今後、中国やインド、アジアの人口増を考えるとやがて来る食糧危機の時期は早まり、ＴＰＰに参加すると日本の自給率は１４％になると予測され、日本は原油も食料もない、世界一輸入の多い国でもありますし、そのことから、日本が最初に食料危機へさらされることは目に見えております。そのことを考えると日本国民の食料は誰が担うのか。また、食の安全は、誰が守るのか考えると民主党のマニフェストであります自給率５０％は、ほど遠く、単純に戸別所得補償では補えるものではありません。あまりにも拙速^{せつそく}なる判断は将来取り返しのつかない事態を招くことになり、このＴＰＰは、一度参加すれば食料の一部だけ特例は認められない約束事であるそうです。今は急いで参加すべきではないと考えておりますし、各新聞社のアンケートでもＴＰＰ参加は、農林水産業では８割が地域経済が崩壊するが一番多く約８０％の結果であるそうでございます。これは、日本農業の規模拡大や生産基盤強化策に取り組み、さらに国際競争力を付けた後での課題ではないかと思います。あとは、国民に安全で安心な食料を生産することが最優先であり、ＴＰＰ断固反対の立場から、今後、国に対する要請、要望など続ける必要があると思いますし、特に、町長としての考えがあれば、この面でも伺いたい。

なお、少し変則的ではありますが、我々議会等でも政府の閣議決定の３日後に臨時議会を開きまして、ＴＰＰ単独の議会を開きました。ＴＰＰ参加反対の意見書を採択し、国に

提出をしたところでございます。

平成22年11月9日、北海道新聞に美幌町長の談話がありました。TPP参加に伴う、同町の経済的損失が約300億円に達すると発表があり、私も先日のフォーラムに参加し、確認を行ってまいりましたが、これは、道が先に公表した影響額の試算に基づき算出したものでありますが、コメ、小麦、てん菜など、計7品目について、農家のほか関連産業も含め、年間308億円の損失が発生する。さらに、2,129人の雇用が奪われ、314戸の農家が離農となり、土谷美幌町長は「町の一般会計3年分の影響が単年度で出る」と危機感を募らせておりました。訓子府町の試算については、大変心配なところでして、美幌がこのようなことであれば、訓子府は少し小さいと思いますが、町の崩壊につながるのではないかとこの危機感から今回の一般質問に取り上げて、行政側の説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 冒頭、山本議員から最終の一般質問になるとのお話がありました。改めて、山本議員が3期12年間、一貫して基幹産業であります農業について、本町の時代時代の農業問題、課題を取り上げて、前深見町政をはじめ、私どものこの4年間を含めて、適切な提案と行政に対する方向性を示していただいたことに改めて感謝を申し上げながら、今回の答弁に立った訳でございます。

ただいまの「国のTPP参加による町の年間経済損失」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「今後の国に対する要請・要望についての考え方」についてでございますが、私自身もこのTPP交渉への参加問題については、強い怒りと憤りを感じているところでございます。これまで、町村会を通じた反対行動のほか、上京の際には農林水産省をはじめ、地元選出の国会議員に対し、ことの重大性を訴え続けてまいりました。

また、地域的には農民連盟やきたみらい農協とも連携しながら総決起集会やセミナーの開催にも積極的に取り組んできたところでございます。

しかしながら、現実には、連日のマスコミ報道の影響もあるかと思いますが、国民の半数以上がTPPを容認しているといわれておりますし、与野党の国会議員にあっても賛否が真二つに割れている厳しい現状にあるといえます。

ご案内のとおり政府は、6月にTPP参加の結論を出すと言明しておりますが、このままでは取り返しのつかない事態になることが予想されますので、あらゆる手法を用いてTPP参加阻止の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その一つが、来る3月16日に東京大学大学院の鈴木先生をお招きし、TPP断固反対のセミナーを開催することにしたところでありますが、議員の皆さんをはじめ、多くの町民の皆さんに結集いただき、TPPの危険性を全国にアピールしたいと考えているところでございます。

引き続き、北海道や町村会、そして農業団体等と連携し、TPPへの参加阻止の取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

次に、2点目で、TPP参加の場合の本町の影響額についてのお尋ねをいただきました。

はじめに、北海道をはじめ、各自治体が発表したTPPの影響額の試算方法について、簡単に説明させていただきます。基本的には、北海道の試算方法に準じて行っている

ものでありまして、農業産出額、関連産業、そして地域経済への影響といった3つの要素に分け計算されております。

まず、1つ目の農業産出額につきましては、議員からお話のあった対象7品目の粗生産額に、それぞれ影響割合を乗じて計算したものでありまして、本町については、約33億円となっておりますのでございます。

主なものを申しますと、米が4,300万円、小麦が3億6,700万円、てん菜が5億3,900万円、生乳が20億7,200万円、肉用牛等が2億6,400万円となっております。

2つ目の関連産業への影響額につきましては、自治体内にある関連事業所のうち、製糖所や澱粉工場など対象品目が生産されなくなることにより、経営が成り立たなくなる事業所の販売額を影響額としたものであり、3つ目の地域経済への影響額につきましては、同様に影響を受ける工場等の従業員に支払っている賃金の総額を影響額としたものであります。

ご質問の中にありました美幌町につきましては、町内に製糖所と澱粉工場があり、TPP参加による直接の影響を受けるため、それら事業所を対象に試算したものです。

一方、本町につきましては、これに類するようなものはございませんので、数字としては発表できませんが、実際には、小麦・てん菜に壊滅的な影響が出た場合には輪作体系が維持できなくなりますので、馬鈴しょへの影響が出ますし、対象作物でない玉ねぎへの作付移行による影響も予想されるところでございます。

何よりも農家収入の減少により、商工業や町財政に計り知れない影響がでるものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 他産業と言いますか、訓子府あたりはクノール食品や石灰などいろいろあり、その他に農機具を造っている会社等々、あるいは運送業者もありますが、その会社のこともわかれば概算で結構と思いますので、お聞かせをいただきたい。今、町長から答弁ありました。新聞等で発表しているところについては、今、町長が言われたように米が90%減。あるいは小麦やてん菜は100%減では、もう合わないのです。輸入で安くなってしまい、耕作ができないところに大きなポイントがあると思います。訓子府は澱粉はありません。酪農関係72%減とありますが、これは乳製品も含めており、乳製品が完全自由化になると日本の牛乳では乳製品は作れないことにもなると思いますが、肉用牛は82%減、豚が100%減、もう両方なくなる。そのほかに、大豆や小豆、雑豆関係も出てくる。

さらに、最近、農業関係の新聞と思いますが、このような政府干渉作物が壊滅状態になった時、今後何が起きるのかと小さな意見がありました。その中身をみるとそのだぶついた土地に何を植えるのかということなのですが、これはやはりもう野菜しかない。野菜を植えることによって、その場所は回避されるが、そのことによって、野菜が多くなり、玉突きを起し暴落する。もう生活が成り立たない。訓子府は、玉ねぎが多いのですが、訓子府では面積調整分がありますから、まだこれを守っているのですが、言っていないかどうか分かりませんが、十勝などほかのところには面積の制限ないのです。加工野菜のふりをして玉ねぎを作っている地帯が、もしそのようなことでつくる。今の制限面積を守らない

で、野菜が動きだす。そうするとこれも玉突きが起きる。野菜全般で起きることを算出すると膨大な減収につながり、崩壊につながるという一説もありました。そのことについては、道の試算の中では、計算するようにはなっていませんが、特に、酪農家の方は皆、知っていると思いますが、民主党になった時、すぐアメリカから狂牛病等の問題で2カ月以上輸入しないのは、だめと止められている。あるいは制限を取っ払ってほしいと民主党圧力が入っている。今年になっての新聞と思いますが、アメリカの牛肉を何万トンも買っていますが、どこで交尾をされ、どこで産まれたかわからないなど、表示は全然つけないのです。大きな団体や小さな何千頭は、きちんとやっているそうですが、そのような団体、酪農団体、肉牛の団体が国に対して、日本がTPPに参加するなら、その規制を取っ払えとの要請がある。それを条件に加入させろというぐらい運動しているのです。そのことから考えると何が食の安全であり、どこまで安全なのかということも危惧する訳でして、それがまた大きく恐ろしい問題であり、その他にもいろいろあるようです。さらに遺伝子組み換え、それから小麦は、大変な輸入量ですが、昔は何十万トンの船の中で、船積みする時に、7mも8mもあるコンベアーの上に小麦が流れ込むのですが、上から殺虫剤をかけていたのです。到着まで2カ月から何カ月かかかることもあり、穀象虫^{こくぞうむし}か何かが壁について、使い物にならないので殺虫剤をかけていた。今はどうなっているか知りません。それは燻蒸^{くんじょう}だと思いますが、そのことも考えるとやはり日本国の食料は、国民の目の届くところで、やはり、安全なものを生産するのが基本だと思っていました。まず、区切って先ほどの関連で産業の関係でもし概算がわかれば含めて、教えていただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、議員からご指摘のとおり関連産業の工場が、私の町ではクノール、石灰等と農産物あるいは乳製品、生乳等を運送している運送会社等々がございます。ただ、具体的には、関連産業がどれくらいの金額で影響してくるかの資料は、残念ながら会社に問い合わせしても、はっきりとわからないということを含め、数字をお示しできないことが今の実態でございます。

ただ、私自身は個人的に申し上げますと石灰などはもう当然、タンカルをはじめとして、最近、工場が建設された小麦のキタホナミを想定した硫安の工場に、約5億円を投入し、製造工場が出来上がっておりますが、その問題も含め、操業そのものが立ち行かない状況が出てくるのが明白ではないのかと思っています。同時に、そこには約50人の職員がおりますので、その雇用の問題等々を考えますとこれは計り知れない問題があります。

さらにまた、北糖関係でいいますと私どもの町から、冬期間アルバイトも含めていくと100人を超える職員が入っており、それで払っている賃金等で申し上げますと約5,700万円とお聞きしております。今年、北糖の工場長が来庁し、何とか耕地面積を千haを維持していただけないかとの要請が私のところにありました。これはご存じのとおり十勝清水等については、10a当たりいくらかの補助金を出している状況はございますが、しかし、単純にビートだけ増やすという話にはならない。これは、馬鈴しょと小麦の三輪作^{りんさく}の関係でいきますと面積のバランスの問題も出てまいりますので、輪作が立ち行かない状況になることは明らかでございます。生産額で33億円の影響が出る。生産額は130億円近い。統計での21年度は、120億円を想定していますから、30億円といえますと約4分の1強の生産額に影響が出てくることは、単に農業だけではなく、今、申し

上げた関連する工場等からみてもこれは、まちづくり、あるいは町政運営にも極めて重要な影響を持っていることは認めざるを得ませんし、さらには、一昨年来前の品目横断等で作物の集約化や大規模化の問題が、ずいぶん議論になっておりました。その時も本町において、どんな現象が起きてきたのかは、山本議員もご存じのとおり高台地区で玉ねぎ耕作の面積が、増えてきているということを考えてみても、これだけでも影響があり、さらにＴＰＰ等になりますと非常に耕作作物へ変化があり、どのようなものを耕作していいかわからない状況から考えていきますと極めて、このＴＰＰは危険な問題だと思っております。しかも一昨年の夏に誕生した民主党政権につきましては、ほぼすべてが販売農家を対象とする戸別所得補償ヘシフトを切り替えてきているのです。これは、水田からはじまり、畑作もいよいよ始まったということですが、しかし、このことが実際にはＴＰＰで失う部分をカバーできるとは到底思えない。２兆５千万円の農業予算が、その損害額で倍の金額を今算出されている状況からみても我が国の農業予算の現状、実態からしても全然対応できる問題ではないと私は考えております。特に、１月２１日に開催された国会で菅政権が、このＴＰＰと両立していく。開国する中で、どのような政策が必要になるのかで設置された食と農林漁業の再生実現会議に提出されたことは、私はえっという感じで見ましたが、攻めの担い手増の明確化とその実現に向けた政策集中であり、攻めの担い手への農地の集約などの表現が主でございまして、いずれも抽象的で具体的な政策が示されていないことについては、国における農政の混迷な状態が、今如実に^{にょじつ}出ている状況と感じているところでございますので、議員ご指摘のとおり私自身もこれは何としても賛成する状況ではないと感じているところでございますので、強く関係機関、あるいは管内的にも全道的にも一緒になって頑張っていきたい。１５日には農民連盟の管内パレードで私のところにくることを通知を受けました。これにつきましても真摯に受け止めたいと考えておりますし、今月の２２日には農民連盟を中心として、国会議員も含めて、議員会館に座り込みをすると聞いております。立場を越えていろいろな方たちがいろいろな形で、この農業の国のありようが変わろうとしている状況に危機感を募らせておりますので、ぜひこれらについても考慮しながら、反対の意思表示を明確にしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○３番（山本朝英君） 大変ＴＰＰ参加に反対の前向きなお話をいただきました。ほっとしているところですが、この場で言うことは時間の無駄かもしれませんが、最近、穀物相場がどんどん高騰している。マネーゲームのからみもあります。これは、アジアの途上国でどんどん人口が増えているのです。新聞の一説にもありますように２０１１年の世界人口が６９億人であり、２０５０年は、４０年経っていませんが９１億人になります。６９億人が９１億人になります。この何十億人も増える人口の食料をどのように賄うのかを考えるとやはり自国で少なくとも半分程度は自ら確保しなければならない。そのような時代がもう来ていると思っておりますし、そのことから考えますと食料難は必ず来ると感じております。

さらに、先ほど申し上げたＴＰＰに参加すれば、ＦＴＡやＷＴＯなどとか３つぐらいあるのですが、これよりまだ恐ろしいＴＰＰ、これはアメリカに振り回されるような感じでございますので、これに参加すると将来、この町が大丈夫なのかということを考えると末

恐ろしい問題と思っています。今、政府はＴＰＰの関係を軌道修正している。本当は１２月に質問したいと思ったのですが、ころころ変わるもので、質問できずにここまできたのです。参加するといってみたり、次のテレビではしないといってみたり、そのようなことがあります。今また少し軌道修正して、不参加の可能性まで新聞に出すようになっていきます。これは多分、どの新聞でも言っていますように４月の統一地方選挙をにらんだ対策とみななければならないと報道もありますし、私もまったく同感と思っています。今後、そのようなことを考えますと目が離せない状況だと思いますし、このことについては、もっともＪＡ等も含めて、今、町長から答弁のありましたように大きな大きなうねりと言いますか、運動をして、この地域を守ることです。何が何でも、仕事を休んででも、家族全員が運動するような気持ちで、対応をしていかなければならないと感じております。その点について、大変心強い意見をいただきましたが、もし何かあれば、町長からもう一言伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が４年前、町長に就任する前の今頃の時期と記憶しています。ＪＡきたみらいは、高橋組合長の時と思いますが、ねじりはち巻をして、北見駅前で日豪ＥＰＡ反対ののろしをＪＡきたみらいを中心にしながら、駅前に結集し、日豪ＥＰＡに反対するため、怒りの声を中央に届けた記憶がございます。しかし、いつの間にか、このＴＰＰとからんで、日豪ＥＰＡなら許せるのではないかとの世論も少しずつ出てきたり、ＴＰＰよりはＥＰＡならいい。アメリカとのＦＴＡならいいといったような、むしろ自由化路線が少しずつありますが、国民を包囲するような形で進められている状況を私は憂^{うれ}いております。改めて私はこの４年前の集会の思いをさらに肝に命じながら、これを何としても阻止していかなければならないと感じております。とりわけ３月１６日、午後６時３０分から東大の鈴木教授をお招きし、本町の独自の取り組みを行うことにしています。ＪＡきたみらいの組合長以下、全理事が本町の集会に参加する考え方を伺っておりますので、私は、職員に全員参加を義務付けておりますので、職員には何としてもこれを阻止する力の一役を担っていただきたいと感じているところでございますし、とりわけＪＡきたみらいの組合員の参加申し込みが少し鈍いです。ぜひ、議員の皆様もこの３月１６日のＴＰＰの講演会については、より多くの方に参加いただきますようお願いいたします。

また、それぞれの機関、団体の皆さんもお誘い合わせの上、この集会に参加していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は、日露と言ったようですが、日豪です。４年前の日豪ＥＰＡ、今も日豪ＥＰＡです。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○３番（山本朝英君） 聞こえませんでしたので、大丈夫と思います。

本当に心強い町長の意志を表明していただきました。どうか今後も先頭に立ち、我々も家の中やトラクターを全部出してでも、そのような阻止に向けての運動に協力していきたいと思っています。先般の美幌の２回目のフォーラムをみましたが、会場に入れなほど２回目でも集まっていたし、やはり若い人たちがどんどん集まらないと盛り上がりがないと思います。最後に町長も言われておりましたが、戸別補償で生活はできないのであり

ます。おそらくF T Aなどいろいろありますが、T P Pをからめてほかの自由化を進めてくるとの危機感もありますが、このことは、いずれ避けて通れない時代になるという考えもしておりますので、そのことに対する町の今後の体制等についての質問に移りたいと思います。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

「農業基盤整備事業とその後の畑総事業の準備は」ということで、町長にお伺いをしたいと思います。

1、平成21年度の事業仕分けで、畑総事業の予算が大幅に削減されましたが、平成22年度では、予算が確保されたとして、一時は大丈夫と安心していたのですが、年の暮れに思い切り削減され、残事業が出てしまったことによって、23年度で残事業が完了することになるのか、今の国会をみていると何か不安が募ってくる。多分大丈夫と思っており、まず、間違いなく予算が通ると判断しているのですが、その1点について伺います。

2、次の後継事業は、今、T P Pの関係、輸入自由化のことから考えていきますと何が何でもしっかりとした農業の基盤を作り、いつきてもいいではありませんが、何とか農業のまち訓子府として、生き残れるような体制を作るために、次の後継事業と南7線の農道整備は、過疎債のあるうちに早期に取り組むべきと考えますので、考え方を伺います。特に、南7線は、20年ほど前から畑総の中で計画されていました。これは、20年来の願望であり、期成会もありますが、その中でもこのような情勢ですが、大変と思いますが、過疎債の適用期間の延長も決まったこともありまので、この時期に早急に手をあげ、輸入自由化のみならず準備をしておく必要があるのではないかと思いますので、その心づもりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農業基盤整備事業とその後の畑総事業の準備」について、2点のお尋ねをいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず1点目の「平成21年度の事業仕分けにより、事業費が削減されたが平成23年度には事業完了されるとの報告を受けたが、問題はないのか」とのお尋ねであります。平成23年度の国の農業基盤整備事業の関連予算は、平成23年度からスタートします戸別所得補償制度の影響もございまして、大変厳しい状況ですが、3月末には成立される見通しとなっております。

また、北海道の予算につきましても、昨年2月からの精力的な要請活動が実り、本町の東部地区と南部地区の道営畑総事業については、全道の継続地区の中におきましても最重点地区として位置付けがされ、平成23年度から5カ年間の新規パワーアップ事業を含め、現在審議中であります北海道議会において、当初予算に計上され、3月9日に議決されたことをオホーツク総合振興局中部耕地出張所から報告を受けておりますので、間違いなく事業完了できるものと考えているところでございます。

しかしながら、平成23年度の道営畑総事業に対する国の補助事業のうち、新規事業分については、国の交付決定通知の遅れなどから、春工事の一部について秋工事に変更いただいたものもございまして。

本町においては、東部地区でこうした事態に直面しましたが、2月15日に関係者による調整会議を開催させていただき、農業者のご承諾をいただいたところでございます。

次に、２点目の「次の後継事業と南７線の農道整備は過疎債のあるうちに早期に取り組むべきと考えるがどうか」とのお尋ねであります。次期畑総事業につきましては、現時点での計画事業費として、面事業につきましては、約３７億円、線事業につきましては、町道南７線の西１７号線から西２１号線までの延長２，２００ｍ、２億５千万円を含む１８億円、総事業費５５億円の計画を進めているところでありますし、今年の１２月には第１回目の採択申請書の提出を考え、申請事務を進めているところであります。

しかしながら、平成２２年度から国の政策転換などによって、農業農村整備事業の予算につきましては、２１年度当初３４７億円から、２３年度には８４億円まで激減しております。不足する予算に対応するため、２２年度には新たな事業として、農山漁村地域整備交付金、さらに２３年度には地域の自主性を確立するための地域自主戦略交付金や戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業が新たに創設されましたが、現時点でも北海道に対する農業整備事業の国費総額が明確になっていないところが現状でございます。

また、北海道内におきましても一昨年と昨年の異常気象や湿害などによる基盤整備の必要性から道営基盤整備事業への参加希望が全道的にも多くなってきている状況でございます。２月には北海道農地整備課から一地区の限度事業費を１０億円とする検討指針が示されるなど、今までのように希望する年度に、希望する事業が実施できない状況となっているところでございます。

現段階でいつ実施するとは明言できないことをご理解いただきたいと思います。町道南７線は、早期に整備すべき優先度の高い路線であると考えておりますし、議員ご指摘のとおり過疎債の活用は、必須条件でありますので、過疎法が失効する平成２６年度までには、着手できるように最大限の努力をさせていただく考えであります。

今後も引き続き、国の補助制度の拡充と予算確保に向け、北海道や町村会、北海道土地改良事業団体連合会、さらに地元選出の国会議員等と連携し、一日も早く地域の方の悲願に応えたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○３番（山本朝英君） 訓子府の畑総事業は、全道をみても１、２位を争うぐらいの基盤整備が進んでいる町でございますし、昨年、あのような高温、長雨、湿害等の影響を受けながらも一昨年の所得より上がるということは、我々も想定していなかったのですが、これは言うまでもなく、農業共済の関係の部分も入っていると思うのですが、それにしても今までの過去が所得が高かったから、落ちた時に共済が出たということもありますので、他の地区からみても断トツに高いようです。あれだけの風倒害や２年連続の^{ひょう}雹の被害だとか、長雨となどがありながらも本当に他の町村との差は歴然としておりましたことから、考えるとさらにもう一步、盤石な体制をとっておくことが、これから前段申し上げた輸入自由化の時代に入ってくる。あるいは食の安全等も含めて考えていくためには、この基盤整備なくして何もないと思っています。これがなかったら将来の町もないような考えで私もおりますし、ぜひその考えで早期の実施が必要であると思っています。これは、過疎債も何もないのを町単でやれる事業でございせんから、何が何でも過疎債の適用される期間のうちに食い込むことをさらにご努力いただきたいと思います。

そこで今、説明があったように１地区の金額は、どの程度といたしましたか、金額が小さくなったことと思うのですが、その対応はどのようにするのですか。訓子府では、例え

ば、1地区のものを2地区に分ける、3地区に分けるのか。同時進行で地区を増やすという方法をとるのかは、町長の政治力ですので、いかにどのような体制で国の予算を確保するかは、政治家の腕の見せどころだと思いますし、ぜひこの中に菊池道路として、1本ぐらいいは、せめて公約の中に入れてほしいという考えを一部もっていますが、その点も含め、やりくりはいろいろあると思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（村口鉄哉君） 再質問の関係で1地区の金額について、ご質問を受けました。1地区につきましては、一応、道庁では、先ほど町長から回答しましたとおり10億円。本町につきましては、全体で55億円であるため、一斉にできるのかとのご質問がありましたが、一応、道の説明でございまして、できましたら、1地区ごとに年度を切って、申請願いたいとのこと。要するに例えばの話でございまして、55億円ですので、1地区10億円としますと5地区、大雑把で、申し訳ありませんが、1地区ごとに5年間かかることになります。一応そのような説明でございまして、先ほど議員から説明のありましたとおり本町にとっては、農業基盤整備は非常に大切な事業と考えておりますので、今後、1地区10億円ではなくて、何としても早く進めるような形で、今後も道と協議していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間があまりありませんので、総括的にもう少し説明をさせていただきます。状況については、今言ったとおりです。総体的として、畑総事業に対する予算は、非常に減っている。そして分散化されてきている。その点でいくと従来のような訓子府優先型は、非常に厳しいのは現実であります。今説明しましたようにいずれにいたしましてもJAきたみらいと共に、あるいは関係機関と共に最前の努力をしていきたいと感じているところでございます。

そして、南7線のお話は、悲願であるとのことも含めて、お話をいただきました。これは畑総事業で行うことによつての補助率の高さと過疎債の適用という点で、これに勝る補助事業がないのは、山本議員のご指摘のとおりでございまして。しかも、私が町長就任以来、17号から20何号までの地元受益者といひましようか、農家の方々全員の署名と関係する議員の署名により、私のところへ要望書が出されておりますので、これはやはりむげにはできないことの方を持っておりますので、この点についても次の町政にきちんとバトンタッチしながら、進めていただくことをお願い申し上げます。

さらに、もう1点はやはり、状況的に、町の予算含め、総体的な縮小傾向にあることも事実でございますから、これは農家の皆さんだけではなく、財政運営や町全体の中で、この基盤整備事業が、どのような意味を持つのかも含め、理解をいただけるような説明と着実に進めていく考え方を持っていかなければだめであると認識しておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思っております。

現在、私どもの町では、3回目ではありますが、もう既に道は23年度から新規の計画に取り組んでいますが、うちの町の残事業は、総事業費で、南部で言いますと1億2千万円、東部地区で言いますと1億800万円でございます。これを道は、新規の事業として、実施することを考えてられているようですが、私たちは残事業であり、残を残して新規にはならないという言い方を今までしてまいりました。1点変わることの説明を受けた

中で、土層改良の心土破碎は、パワーアップの対象外とのお話も聞いております。新規についてはです。しかし、これについては、いくぶんの負担が出るかもしれませんが、少なくとも今まで行ってきた農家の方たちと最後の人たちに不利益を被ることは、何としても避けなければならないということもありまして、これは町が責任を持って、この畑総を終了させる考え方をもっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○3番（山本朝英君） この農道整備は、おそらく町では、最後の大きな農道整備と思いますし、20年来の地元の悲願であり、やっと目の前に見えてきたと感じます。ぜひ、そのような面で、地区がいくつかに分かれようがいいのですが、ぜひ過疎債の適用期間中に整備ができるようにさらなる努力をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 過疎法の適用を26年度といいましたが、27年度までですので、1年違いましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 過疎債のあるうちに何とか対策をとっていただければ、地元も十分了解できる案件と思っています。

もう1点だけ聞きたいのですが、道のパワーアップは、今年で終わりだったと思いますが、継続になったのかどうか、もう一度、もう1点だけお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今回、2月23日の北海道定例議会で、高橋はるみ知事は、パワーアップ事業については、今後も継続すると答弁をしておりますので、間違いのないと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 率が下がることではないですね。いいのですか。わかりました。道のパワーアップ施行者にとっては、大変ありがたいことですので、大変喜ぶと思います。

次に、最終のページになりますが、これが大きく間違いだらけでして、皆さんのほうが知っていますので、問題ないと思いますが、件名に「町道南8線」と書いてありますが、正確には「道道置戸福野北見線」の交通規制についてとして、お伺いをしたいと思います。それから、町内の25号線、道道置戸福野北見線、道道北見白糠線、25号から31号のホクレン飼料工場からもう1本、上原議員宅のすぐ側なのですが、この関係でまず伺いをしたいと思いますが、ここにありますように、警察庁は、一般道の速度規制の基準を17年ぶりに改正し、現在は原則60km/hとされている最高速度を条件付きで、80km/hまで引き上げることとして、11年度末までに管内の規制を見直すがありますが、町内では、道道置戸福野北見線の道道北見白糠線、25号から31号までが50km/h規制となっているが、あの直線道路で農業試験場は法人化とされており、あそこがうんぬんというような状況にはない。それから、^{びょうほ}苗圃が撤退しまして、あそこは誘致するのに規制したのかもしれないのですが、あの道路を50km/h規制が必要なのかという感じがします。それから飼料工場が今年で閉鎖みたいなものと思うのですが、そのようなことから考えますとあの直線の見通しのいいところで50km/h規制は、いかななものかという感じをしているところですし、ちょうど^{びょうほ}苗圃周辺の竹本宅の北側になりますが、営林署の種を採っていると

ころと思うのですが、そのところちょうどよくポケットになっているところがあるのです。このポケットは、高園に行く車も置戸に行く車にも両方出やすいスペースをもっているのです。普通の道路ではないのです。それで非常にあそこで速度取締をしており、罰金の何割かを地元に落としてくれればいいのですが、そのところで罰金を支払った人が相当にいる。ましてあそこは直線なものですので、結構いいキロ数を出すもので、良いドル箱なのですが、この機会にぜひ、無理な80km/hとはいいいませんが、標準の60km/hぐらいの規制には、最低してもらいたい。あるいは町内の40km/hのところも、ここが何で40km/hというところもあったと思うのです。50km/hもありましたが、そのことから考えると町内全体を見直しが、ぜひ、必要ではないかと言えば語弊があるかもしれませんが、そのことについて、何とか見直しの要請をする考えはないのかどうか、伺いたいと思っています。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「道道置戸福野北見線の交通規制」についてのお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

交通規制につきましては、議員ご存じのとおり北海道公安委員会が所管するものでございまして、道道置戸福野北見線の主要道道北見白糠線から町道西31号線の区間は、大型車両通行量が多いことなどから50km/hの最高速度規制が実施されているところでございます。

ご質問にある交通規制基準の一部改正につきましては、近年の道路整備の進展や自動車性能の向上等道路交通をとりまく環境の変化などから平成18年から3年間、民間有識者等で組織する「規制速度決定の在り方に関する調査研究会」で検討後、平成21年10月に改正されたものであり、一般道路の規制速度の決定方法、生活道路と自動車通行機能を重視した構造の道路の最高制限速度が改正されたものでございます。

最高制限速度の見直しにつきましては、交通事故が少ないなどの安全性の確保、人家や商店が少ないなどの生活環境、良好な道路線形などの道路構造、大型車両混入率、歩行者通行量などの交通特性を考慮し決定することとなっているところでございます。

ご指摘の道道置戸福野北見線の最高制限速度の見直しにつきましては、ホクレンくみあい飼料北見工場の閉鎖後の大型車両交通量や道路構造などを調査し、地域住民の要請、道路管理者である北海道、管轄の北見警察署などの関係機関と協議し検討してまいりたいと考えておりので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○3番（山本朝英君） ぜひ、そのような箇所を町全体を見て、規制の見直しが必要か必要でないかを考えて、ひとつぜひ見直しできるところは、今、車の時代ですし、スピードを出せということでないのですが、この言っている80km/hは、オホーツク海の利尻へ行く道路のことを言っているらしいのですが、80km/hは当然無理ですが、60km/hの一般的な速度を基本に安全安心のことも考えながら、ひとつぜひ取り組んでいただきたい。

それから、前回、前々回と遠藤商店のところや、あるいは乳検のところなどもあるのですが、自分も何回か見たのですが、信号はつけなくても徐行の大きな看板があればいいと思います。これは警察の許可がなくてもできると思うのですが、できる範囲の中で、やはり事故が起きてからでは遅いので、ぜひ、そのことも含め、検討いただきたいと思います。もう時間がないのですが、もし何かあれば、その中で、そのような考えを検討していただ

ければ幸いと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほども答弁させていただきましたように、町内のあらゆる箇所の地域を把握しながら、関係機関に要請しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

3分ほど時間がありますので、先ほどのパワーアップ事業の適用外のことを少しだけ話しておきたいと思います。末尾に私は、心土破碎のことを申し上げましたが、新規のパワーアップ事業で適用外となるのは、土層改良の心土破碎。心土破碎のうち、爪でかくのみの無材心破が、パワーアップの対象外と聞いておりますので、有材心破は、本町にはないということになっておりますが、無材心破については、対象外ということです。それだけが従来の対象から、元の12.5%に戻ることでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 無材心破が元に戻るということです。その部分だけです。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 特に、質問はありませんので、最後に、12年間いろいろくだらないことをたくさん言ったこともありましたが、大変お世話になり、お礼を申し上げたいと思いますが、今回のTPPの関係と畑総事業の関係等につきましては、大変、農業関係の方は、安心していると思います。特に、去年、一昨年と玉ねぎが悪かった湿害の受けたところは、水田転作の関係でいろいろな事業が入っていないところが大きな減収になったということで、この人たちも本当に胸をなで下ろすと思います。どうかそのようなことで、今後も訓子府農業の発展のために、ご努力いただきますようお願いを申し上げます。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を繰り上げたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

時間が少しありますが、ここで昼食のため休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に先立ち、議会運営委員長から、今後の議会運営について、報告をお願いします。

○議会運営委員長（上原豊茂君） 議長のご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の定例会第4日目の休憩中、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の案件の取り扱いについて、協議をいたしました。案件につきましては、皆様のお手元に配布されてありますとおり追加の行政報告であります。議会運営委員会で協議いたしました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加の行政報告につきましては、この議会運営委員会の報告の後、行うことといたします。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議会運営委員長からの報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありまして、この際、行政報告を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、行政報告を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加行政報告

○議長（橋本憲治君） それでは、菊池町長から、追加の行政報告の申し出がありましたので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、行政報告の追加議案の提案をさせていただきます。

子宮頸がん等ワクチン接種事業に係る当面の対応についてでございます。

子宮頸がんワクチン、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として、12月定例議会において予算補正させていただき、本町においても2月から接種を開始したところでございます。

しかし、子宮頸がんワクチンの不足とヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種に関連した可能性のある接種児童の死亡例が報告されたことから、安全性が確認されるまで接種を一時見合わせるよう指示がございました。

まず、子宮頸がんワクチンについては、3月3日にワクチン製造販売業者から厚生労働省ならびに各自治体に対してワクチンの供給量がひっ迫している旨の報告があり、当分の間、初回の接種者への接種を控え、既に接種を開始した者への2回目、3回目の接種を優先するよう厚生労働省から通知があったところでございます。

今後の見通しとしては、7月頃にはワクチンの供給が正常に戻ると報告を受けており、接種が再開されるものと思われます。

本町としては、このことを受けて3月4日付で対象となる子どもの保護者に対して個別に通知を行い、混乱が生じないように対応したところでございます。

次に、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、3月5日早朝に北見保健所から電話による連絡があり、2月から3月にかけて、接種を受けた6カ月未満の子を含む2歳代までの幼児、5人の死亡例が報告されているため、5日（土曜日）から7日（月曜日）まで接種を見合わせるよう指示があったところでございます。

8日には、専門家による「子宮頸がん等ワクチン予防接種後副反応検討会」が開催され、報告された5例の症例評価が行われましたが「現段階の情報において、いずれもワクチン接種との直接的な明確な因果関係は認められないと考えられるが、さらに入手可能な情報を次回までに収集する」として、結論が得られない状況となっているところでございます。

本町においては、ヒブワクチンが70名、小児用肺炎球菌ワクチンが77名、既に接種を受けていますが、今のところ健康被害の報告はありません。

現在のところ、いつ安全性が確認されるのか見通せませんが、保護者に対しては適切な情報の提供を行いながら、推移を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、子宮頸がんワクチン、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種事業に係る当面の対応について、報告させていただきました。

○議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンは、70名、77名が接種済みとのことですが、残り予定人数をわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） ヒブと肺炎球菌の接種対象者でございますが、ヒブが予定で190名、2カ月から5歳未満の子どもです。190名のうち70名が接種しております。それから、小児用肺炎球菌につきましては、対象者を本町は拡大しまして、就学前まで対象としておりますので、265名の対象者がおりまして、接種を終えているものが77名でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもって、追加の行政報告を終了いたします。

◎議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第10号
議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号

○議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の質疑に入ることといたします。予算関連議案及び予算案の審議にあたりましては、議会運営委員会から提示された審議日程に基づき進めていくことといたします。

議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第10号から議案第15号までは一括議題であり、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議件ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

ここで3点ほど、審議要綱の中から申し上げますが、まず1点目は、先ほど申し上げたとおり議案または各区分ごとに質疑は、1人2回までといたします。

2点目に、後戻り質疑は、認めないこととなっておりますので留意してください。

3点目に、一般質問的な質疑とならないように、ご注意を願いたいと思います。

それでは、まず、新年度予算関連議案の質疑から行います。

最初に、議案第16号の質疑を許します。議案書53ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第16号の質疑を終了いたします。

次に、議案第18号の質疑を許します。議案書55ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第18号の質疑を終了いたします。

次に、議案第19号の質疑を許します。議案書56ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第19号の質疑を終了いたします。

次に、議案第20号の質疑を許します。議案書71ページでございます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。議案第20号に関わって質問を何点かしたいと思います。

まず、1つは、この100分の2の減額となっておりますが、ここに至る経過の中で、職員の皆さん方の合意の問題、理解の問題が図られたのかどうかを1点お聞きしたいことと合わせまして職員給与のことについて言えば、ラスパイレスのことが出てくるかと思えます。これがどのように22年度から23年度にかけ、いわゆる4%削減していた中で、2%に減額する。いわゆる2%分が増えた形にもなりますが、その関係でどのように変化をしているのかということです。

それともう1点、このラスパイレスの問題でいきますと自治体の中での類似団体、同じような規模の団体の中で、本町の指数がどのような位置になっているのかをまず、この3つをお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） まず、1つ目の2%は、職員、職員組合のことと思うのですが、理解については、当然、給与に関する分は、毎回、職員組合と協議をして、理解を得ていることでご理解いただきたいと思います。

ラスパイレスにつきましては、まず、変化でいきますと4%の場合は、96、7ぐらいだったのですが、毎年変わります。これが先ほどの条例の関係で、給与の改正をゼロにすることになれば、101程度になるかという部分がございます。戻すとです。それがありますので、今回2%にすることで99%程度になると思っております。若干名、国の給与等変わっておりますので、若干誤差が出てきて思ったより、下がりきらないことも前回ございましたが、今の状況では、そのようなことが推測されている部分でございます。大体、道内で178市町村、札幌市など除くところもあるのですが、大体訓子府で81番手ぐらいの状況です。この近郊でいきますと大体、倶知安や南富良野などがございますが、管内でいきますと18市町村のうち13番手の状況として、今の時点ではなっております。これが戻すことによりまして、置戸でいくと102の状況になっています。先ほどゼロにした場合101を超えるという話をしていましたが、状況でいけばベスト5などになる状況と思いますので、それが仮に他の町村で削減がないとして、うちが2%下げた場合につきましては、大体99ぐらいでいくと大体番手でいくと20番ぐらい下がるという部分でいけば、ここでいくと足寄や遠軽などのランクになる。管内でいけば大体6番手、7番手ぐらい、置戸はダントツですが、そのような状況が見込まれているということです。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、ラスパイレスの類似団体に状況をお聞きしたのですが、平均値でどうなっているのかと管内での状況と平均値ならびに全道178の市町村の類似団体の平均がどの値になっているのか、お聞きしたいと思います。その関係がないとなかなか我々にとってわかりにくいというのか、町民にとってもわかりにくい状況があるので、実数だけでなく、平均値とも比較しながら、どうかというところでお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 今日、確か決裁で回ってきたような感じもするのですが、類似団体の平均部分でいくとわからないので、今調べますので、先ほど言いましたように順番でいきますと最高で102.8で置戸がダントツになっていますが、下でいきますと産炭地がございまして、一概に均^{なら}して、平均するのは、不公平とは言いませんが、比較しにくいのですが、一番下でいきますと去年22年度で、留萌市が74.8、産炭地を除いていけば大体90近く、80後半から上の中で皆せめぎ合っている状況と思います。産炭地だけは、別格に低い状況です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私の手元にある、平成20年度の普通会計決算での全国的な水準

をご紹介します。全国の町村平均でいくラスパイレスは、94.6%です。私どもの町では、現在4%削減の中で96.9%と状況です。それから全道的には、121団体のうちの96位、これは20年度会計決算で、統計上出ているものですが、今、新しいのを報告します。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 失礼しました。今日の受付で来たのですが、ラスパイレスの4月1日現在、22年度で類似団体では、95%の状況です。全国平均でも95.1%の状況になります。その中でいきますと訓子府町が97%の状況になっております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。102にすることは、2%上げることなのか。下げるのですか。104を102にするのでしょうか。そうすると2%上がるのではないですか。どうなのですか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 今年度の部分につきましては、若干、先ほど、誤差のことは別にして、22年度の状況でいけば97%です。それは、4%削減しているので97%ですから、その4%を元に戻しゼロにすると101になる恐れがあるという部分です。今回、条例で提案しているのは、2%を削減します。4%をゼロに戻すのが通常です。それらに戻して、新たに2%を削減することですから、単純に計算すると101から大体うち1から2%ですので、99%ぐらいになるということです。4%削減を1回解除してゼロにします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員からご指摘があるラスパイレスは、国家公務員を100として、本町は、現在、4下がることによって97%なのです。戻すと100を超え、101になる。それを今回、2を下げますので、実質的には、100に対して99%になる。ラスパイレスがです。給与の削減率でいいますと2%ですので、上がるのではなくて、今まで4%下げていたのを1回戻すことになっていますが、さらに今度は改めて2%戻すことです。おわかりでしょうか。102ではないのです。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） こちら側で質問できないのですが、確認の意味で、議案書の72ページを開いていただきたいのですが、その1条の中の上から4行目の最後に「その額に100分の2を乗じた額を減じた額とする」と書いてありますので、2%を掛けるという意味ではないのです。掛けた金額を引くことなので、減るという考え方です。今、引くという考え方ではなく、2%を掛けたから、増えるという意味合いで質問されたと思うのですが、後ろにその額を引くと書いてありますので、減るということです。

○4番（川村 進君） 10万円で計算してはどうですか。

○総務課長（佐藤明美君） 2%は2千円です。10万2千円になるのではなくて、10万円で掛けた2%の2千円を引くことなので、9万8千円になるのです。

本当は、98%を掛ければストレートでわかりやすいのですが、条例の作り方は、100分の2を減ずるという言い方をしているということです。この条例の作り方では、増えることはありません。4行目「その額に100分の2を乗じて得た額を減じて得た額

を給与とする」ということですから、引くということです。２％分を引くことなので、下げるということです。

○４番（川村 進君） ４％の削減を２％にすると４から２になるので、２上がっていることになる。

○総務課長（佐藤明美君） それは、先ほども言いましたように、４％の分と単純に２％の分を差し引くと今に比べると２％上がる計算になりますが、一番最初にも申しましたように４％は、通常の状態でないのですから、１００％の部分が通常の状態、それから４％を引いていた訳ですから、それをゼロに戻すことは１００なのです。今度は新たに２％の削減をする条例の作りなのです。そのため差引ではないのです。計算上、頭の中では差し引きになるかもしれませんが、考え方はそういうことです。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第２０号の質疑を終了いたします。

以上をもって、新年度予算関連議案の質疑を終了いたします。

これより、新年度予算の質疑に入ります。

予算の質疑についても、各区分または、議案ごとに、１人２回まで、あと戻り質疑は認めないこととし、また、内容は一般質問的な質疑とならないようにご注意ください。

それでは、まず、議案第１０号 一般会計予算の質疑から行います。

まず、予算書２ページ、一般会計予算から２８ページの歳入、１２款、使用料及び手数料、第２項、手数料までの質疑を許します。２ページから２８ページまでです。

ご質疑ございませんか。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第１０号の歳入、１２款、使用料及び手数料から第２項、手数料まで記載省略）

○議長（橋本憲治君） 次に、同じく歳入、予算書２７ページ、１３款、国庫支出金、第１項、国庫負担金から３６ページ、１４款、道支出金、第２項、道補助金までの質疑を許します。２７ページから３６ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第１０号の歳入、１３款、国庫支出金から１４款、道支出金まで記載省略）

○議長（橋本憲治君） 次に、同じく歳入、予算書３７ページ、１５款、財産収入、第２項、財産売払収入から４４ページ、２０款、町債、第１項、町債までの質疑を許します。３７ページから４４ページまでです。

ご質疑ございませんか。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第１０号の歳入、１５款、財産収入から２０款、町債まで記載省略）

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 歳出には入らないことになっておりますので、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

月曜日、午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

ご苦勞様でございました。

散会 午後 2時 6分